

資料 3

〔 令和 4 年 3 月 15 日 〕  
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る平成29年度分から令和3年度分までの固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（令和4年3月修正分）

## 資料 3-1

総務大臣配分資産に係る平成29年度分から令和3年度分までの固定資産税の  
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和4年3月修正分)(総括)

(単位：千円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
H29	0	0	628,863	300,519	628,863	300,519	4,207
H30	0	0	674,013	407,174	674,013	407,174	5,700
R元 (H31)	0	0	687,581	359,277	687,581	359,277	5,030
R2	0	0	△ 985,702	△ 1,085,280	△ 985,702	△ 1,085,280	△ 15,194
R3	71,760	35,880	△ 4,180,260	△ 3,880,811	△ 4,108,500	△ 3,844,931	△ 53,829
計	71,760	35,880	△ 3,175,505	△ 3,899,120	△ 3,103,745	△ 3,863,240	△ 54,085

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。